

EU データ保護の新ルール

「一般データ保護規則」(GDPR)が公表
～日本企業が2018年5月25日までにすべきこと～

講師 ^{なかざき たかし} 中崎 尚 氏 アンダーソン・毛利・友常法律事務所
スペシャル・カウンセラー 弁護士

日時 平成29年4月17日(月) 午後2時00分～午後5時00分

2012年初頭にドラフトが公表され、関係当事者間で検討が進められてきた、EUの「一般データ保護規則」(General Data Protection Regulation (GDPR))について、2016年4月14日に、欧州議会による可決がなされ、一連の承認手続きが完了し、2018年5月25日より、正式に運用が開始されることになりました。ビッグデータ時代に対応するために、データ保護が強化され、また、域外適用が本格的に導入されており、日本国内の事業者もGDPRによるリスクを常に意識しておく必要があります。

また、EUからのデータの域外移転に関しては、顧客情報を取り扱う営業部門にかぎらず、危機管理部門、労務・総務部門への影響が危惧される場所ですが、我が国はいまだにデータ保護の「十分な」国とは認められておらず、一定の手続きが必要です。新ルールではこの手続きも整備されました。2017年中にEU・日本間の優先協議の開始が予定されていますが、いまだ楽観視はできない状況です。さらに、米国に子会社がある事業者は、スノーデン事件を契機として、これまでの枠組みであったセーフハーバーが終了し、新たに導入されたプライバシーシールドへの対応を検討する必要があります。

本セミナーでは、全面改正となった新ルールに、残された期間内で、日本企業としてどのような対応が必要なのか、実務上の留意事項とともにご説明します。

1. 枠組ごと変わった、EUのデータ保護ルール

・データ保護指令からデータ保護規則へ

2. 新ルール導入の背景と経緯

・ビッグデータ時代とプライバシー保護 ・EU圏内での対応の限界

3. 新ルールのポイント

4. 強化されたデータ保護

・パーソナルデータの定義と範囲 ・「透明性」原則の強化 ・トラブル発生時の通知義務

5. 大きく変わる域外適用のルール

・域外適用のターゲットは? ・セーフハーバーからプライバシーシールドへ

6. 整備された域外移転ルール

・「十分な」保護レベルの国とは ・「不十分な」保護レベルに移転するには
・現在の手続きの課題 ・新ルールで整備された手続き

7. 海の向こうから飛んで来る課徴金リスク

・独禁法、FCPAの世界の課徴金 ・世界売上高4%のショック

8. ePrivacy指令からePrivacy規則へ

9. 2018年5月までにすべきこととは

～質疑応答～

【講師紹介】東京大学法学部卒 2001年弁護士登録、アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所、2008年米国 Columbia University School of Law (LL.M.)修了、2009年夏まで米国ワシントン D.C.の Arnold & Porter 法律事務所に勤務。アンダーソン・毛利・友常法律事務所に復帰後は、インターネット・IT・システム関連を中心に、知的財産権法、クロスボーダー取引を幅広く取扱う。日本国際知的財産保護協会編集委員、総務省「スマートフォン時代における安心・安全な利用環境の在り方に関するWG」委員、経産省おもてなしプラットフォーム研究会委員、経産省IoTデータ流通促進研究会委員、データエクスチェンジコンソーシアム顧問、International Association of Privacy Professionals (IAPP) Co-Chair。「ネット・SNSの不祥事件・不正防止DVD」(株式会社きんざい 2015年7月号)、「コンプライアンス違反の相場観、情報管理」(ビジネスロー・ジャーナル 2015年10月号)、「個人情報保護法と番号利用法が求める取扱いの異同」(NBL No.1060(2015年10月15日号))、「法改正による規制強化と社内管理のポイント」(ビジネス法務 2015年12月号)、「ドローン規制の現在」(NBL No.1061(2015年11月1日号))、「個人情報保護法改正とビジネスでの情報利活用への影響」(Nextcom誌 第24号(2015年12月1日号))、「ドローンはビジネスにどう活用されるのか? 法規制の最前線を追う」(Business Lawyers ウェブサイト 2016年4月)、「個人情報保護法施行に向けガイドライン続々 海外との制度連携の明確化が求められる」(日経 BigData 2017年2月号)などビッグデータ・パーソナルデータをはじめとするIT・インターネット・テクノロジー関連の著作・講演多数。

※ 録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 経営調査研究会
■後援 金融財務研究会
http://www.kinyu.co.jp

Facebook : <http://www.facebook.com/keichoken>
Twitter : <https://twitter.com/#!/keichoken>
Blog : <http://keichoken.blogspot.com/>



開催日

平成29年4月17日(月)
14:00~17:00

会場

茅場町・グリーンヒルビル
金融財務研究会本社 セミナールーム
東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8
TEL 03-5651-2030
地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅
6番出口より徒歩1分
(開場は開演の30分前です。)

参加費

1名につき34,400円
(消費税、参考資料を含む)

1社2名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お2人目から1名につき29,000円。追加申込みの場合はその旨ご記入下さい。

申込先

経営調査研究会 ホームページ <http://www.kinyu.co.jp/>
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリーンヒルビル
TEL 03-5651-2033 FAX 03-5695-8005

申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄からもお申しいただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)参加費の払戻しは致しませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。又当日ご参加になれなかった場合、当社および金融財務研究会主催の他のセミナーに無料でご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお問い合わせいたします。)ご記入いただきました個人情報、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催されるセミナーのご案内等に使用します。

振込口座

普通預金 口座名 (株)経営調査研究会

三菱東京UFJ銀行 八重洲通支店 0602180 三井住友銀行 東京中央支店 3207281
みずほ銀行 京橋支店 1813877 三菱UFJ信託銀行 日本橋支店 1979947

----- 切らずにこのままお送り下さい -----

FAX 03-5695-8005

EUデータ保護の新ルール
4 / 17

◆参加申込書◆

平成29年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい	会社名	TEL FAX	
	所在地	E-Mail 〒	
	参加者ご氏名	部課名	
	〃	〃	
	〃	〃	
	〃	〃	
	書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX

*セミナーコード 0727 (Law-290727)

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。